

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第242号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(組織)

第2条 南部クリーンセンターに次の課を置く。

管 理 課

工場第一課

工場第二課

「事務係長

管理係長

施設係長

破砕機係長」

第3条第1項中「係長 4人」を に改める。

第4条第1項中「係長 6人」を削り、同条第2項を同条第3項とし、
同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、管理課に事務係長、管理係長及び燃料化施設係長、
工場第一課に施設係長、工場第二課に施設係長及び破砕機係長を置く。

第5条第3項中「及び係長」を削り、同条第5項中「担当課長補佐」の右に「係
長」を加える。

第7条第2号及び第8条管理課の項第2号中「事業部」を「循環型社会推進部」に
改める。

第9条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り、「担当課長補佐」の右に「係
長」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)